



生命保険料控除制度が改正されました

税制改正により、平成24年1月1日以後に締結されたご契約より、改正後の生命保険料控除制度が適用されますので次のとおり、ご案内します。

1. おもな改正点

(1) 介護医療保険料控除の新設

これまでの「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加え、「**介護医療保険料控除**」が**新設**されます。



(2) 適用限度額の変更

各保険料控除の適用限度額は、**所得税が40,000円、住民税が28,000円に変更**になります。

また、三つの保険料控除合計の適用限度額は、**所得税120,000円に変更**になりますが、住民税は70,000円に据え置かれます。

<適用限度額>

平成23年12月31日以前契約 (旧制度)			平成24年1月1日以後契約 (新制度)		
	所得税	住民税		所得税	住民税
一般生命保険料控除	5万円	3.5万円	一般生命保険料控除	4万円	2.8万円
個人年金保険料控除	5万円	3.5万円	介護医療保険料控除	4万円	2.8万円
合 計	10万円	7万円	個人年金保険料控除	4万円	2.8万円
			合 計	12万円	7万円

※新制度における各保険料控除の控除額は次のとおりです。

○所得税

支払共済掛金の合計額(A)	控除額
20,000円以下	(A)の全額
20,000円超 40,000円以下	(A)×1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	(A)×1/4 + 20,000円
80,000円超	40,000円

○住民税

支払共済掛金の合計額(A)	控除額
12,000円以下	(A)の全額
12,000円超 32,000円以下	(A)×1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	(A)×1/4 + 14,000円
56,000円超	28,000円

※同一の保険料控除の区分(例えば一般生命保険料控除)で旧制度対象契約と新制度対象契約の両方について生命保険料控除の申告を行う場合の各保険料控除の適用限度額は、所得税40,000円、住民税28,000円となります。

(3) 各保険料控除の適用

主契約掛金、特約掛金ごとに、それぞれの保障内容により各保険料控除が適用されます。

保険料控除	該当するJA共済の共済種類(例)
一般生命 保険料控除	終身共済(主契約)、養老生命共済(主契約)、こども共済(主契約)、 がん共済(主契約)、定期特約、生活保障特約
介護医療 保険料控除	医療共済(主契約)
個人年金 保険料控除	予定利率変動型年金共済(税制適格特約が付加された契約)

2. 平成23年12月31日以前のご契約の取扱い

(1) 旧制度の適用

ご契約日が平成23年12月31日以前のご契約につきましては、(2)の場合を除き、平成24年以降も引き続き旧制度が適用されます。

(2) 契約内容に変更があった場合の取扱い

平成23年12月31日以前のご契約について、平成24年1月1日以後にご契約内容の変更があった場合(※)には、契約全体が平成24年1月1日以後に締結されたものとみなされ、新制度が適用されます。

※契約内容の変更該当するもの

一定の特約の中途付加、転換、主契約または特約の更新

これにより、保険料控除の区分や控除額が変更されることがありますので、ご注意ください。
具体例は、次のとおりです。

① 終身共済に転換した場合(主契約掛金:100,000円)

平成23年以前にご契約された終身共済(主契約)を、平成24年以後に終身共済(主契約)に転換すると、控除額(所得税)が40,000円に減少します。

転換前		→	転換後	
(旧) 一般生命保険料控除	5万円		(新) 一般生命保険料控除	4万円

※住民税の控除額は35,000円から28,000円に減少します。

② 定期特約付医療共済に転換した場合(主契約掛金:100,000円、定期特約掛金:80,000円)

平成23年以前にご契約された定期特約付終身共済(主契約+定期特約)を、平成24年以後に定期特約付医療共済(主契約+定期特約)に転換すると、主契約は介護医療保険料控除の対象になり、合計の控除額(所得税)が80,000円に増加します。

転換前		→	転換後	
(旧) 一般生命保険料控除	5万円		(新) 一般生命保険料控除	4万円
			介護医療保険料控除	4万円
			合計	8万円

※住民税の控除額は35,000円から56,000円に増加します。

③ 特約の付加により控除額が減少する場合(主契約掛金:100,000円、定期特約掛金:80,000円)

平成23年以前にご契約された終身共済(主契約)に、平成24年以後に定期特約を中途付加すると、控除額(所得税)が40,000円に減少します。

特約の付加前		→	特約の付加後	
(旧) 一般生命保険料控除	5万円		(新) 一般生命保険料控除	4万円

※住民税の控除額は35,000円から28,000円に減少します。

お問い合わせは、お近くの支店共済窓口・L A(ライフアドバイザー)まで、お気軽にご相談下さい。

本店 共済課 0282(24)1182
都賀支店 0282(27)5611
藤岡支店 0282(62)4333

栃木東支店 0282(27)2525
壬生支店 0282(82)1111
岩舟支店 0282(55)3333

栃木西支店 0282(31)1794
大平支店 0282(43)2344

※記載の内容は平成23年9月末現在の税制によるものです。
今後、国税当局から新たな法令解釈が公表等された場合には、異なる取扱いとなる場合があります。